

House-View Spot Report

FOMC Review 11月



IFA Leading™

Asset Management
with Higher Transparency.

IFA Leading is a financial institution with solid knowledge and ethical attitudes. We pursue truly better financial service through constant reflections and actions. We believe that asset management should make your aspirations come true by not only leveraging your capital but also by understanding your life stories and social trends.

We promise you to protect your assets and make sure you know all the reasoning behind our actions, to guide you through to make truly satisfying decisions. We will always be there as your closest advisor to support your life plans and financial goals. Financial service to enrich your future and our society.

【米国11月FOMC（連邦公開市場委員会）】

2会合連続で政策金利を据え置き。追加利上げのハードルは高まる

2会合連続で政策金利を据え置き

FRB（米連邦準備制度理事会）は、10月31日～11月1日（現地時間）に開催されたFOMC（連邦公開市場委員会）において、2会合連続で政策金利を全会一致で据え置いた。ただし、今後の景気動向によっては追加的な利上げを実施する可能性も残した。

政策金利の据え置きの背景は、長期金利の上昇を受けた金融環境の引き締まりの影響が大きいだろう（下図参照）。

金利水準や株価等による金融環境タイト化は、政策に影響を与える

パウエルFRB議長は、FOMC後の記者会見において、「金利水準、為替、株価などによる金融環境のタイト化は、持続的なものとなれば、金融政策に影響を与える可能性がある」といった主旨の発言を行った（FOMC声明文では、リスク文言に「金融・与信状況の引き締まり」と記載され「金融」が追加されている）。

FOMCの結果に特段のサプライズはなかったとみているが、これまで株式市場は金融政策とは関係ないというスタンスだっただけに、こうした発言は目を引いた。また、「ドットチャート（四半期に公表されるFRBの政策金利の見通し）の有効性は会議の間に低下する」と発言し、事前に公表した見通しに左右されないことも示唆した。

つまり、9月時点で公表した年内1回の追加的な利上げは、あくまで同時点の判断であり、経済・金融環境の変化でその必要性の判断は変わりうると発言したとも受け取れる。

年内の追加的な利上げは見送られるとみる

こうしたことに加え、同議長は「不透明さやリスクを考慮し、委員会は追加利上げの必要性を慎重に検討する」と述べ、時間をかけて金利の適正水準を見極める姿勢も示した。以上の点を踏まえ、我々は、ドットプロットが示唆する年内利上げの可能性は後退したとみている。



出所：Goldman Sachs、Bloombergのデータをもとに当社作成

広告等補完書面
金融商品取引法 66 条の 10 (広告等の規制) に基づく表示事項

金融商品仲介業者の商号 株式会社 IFA Leading
登録番号 金融商品仲介業者 関東財務局長（金仲）第 959 号

<所属金融商品取引業者等>

楽天証券株式会社 加入する協会	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 195 号 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
あかつき証券株式会社 加入する協会	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 67 号 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会
東海東京証券株式会社 加入する協会	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第 140 号 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会 一般社団法人日本STO協会
マネックス証券株式会社 加入する協会	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号 日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団 法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本暗号資産取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

* この紙面は、所属金融商品取引業者等の委託を受けて行う金融商品仲介業に関し広告又は広告類似配布物と一緒にお客様にお渡しする書面です。

【手数料等について】

商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等（例えば、国内の金融商品取引所に上場する株式（売買単位未満株式を除く））の場合は、約定代金に対して所属金融商品取引業者等ごとに異なる割合の売買委託手数料、投資信託の場合は所属金融商品取引業者等および銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費等をご負担いただく場合があります。（手数料等の具体的上限額および計算方法の概要は所属金融商品取引業者等ごとに異なるため本書面では表示することができません。）債券を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。（購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。）また外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて所属金融商品取引業者等ごとに決定した為替レートによるものとします。

【リスクについて】

各商品等には株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況（財務・経営状況含む）の悪化等、それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ（元本欠損リスク）、または元本を超過する損失を生ずるおそれ（元本超過損リスク）があります。

なお、信用取引またはデリバティブ取引等（以下「デリバティブ取引等」）を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金または証拠金の額（以下「委託保証金等の額」）を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ（元本超過損リスク）があります。

※ 上記の手数料等およびリスク等は、お客様が金融商品取引契約を結ぶ所属金融商品取引業者等の取扱商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料等をよくお読みください。

Disclaimers

* 本資料は、有価証券の購入又は売却を勧めるものではありません。また、本資料によって何らかの行動を勧誘するものではありません。

* 本資料は、株式会社 IFA Leading が一般的な情報を提供することを目的としています。

これは推奨に該当するものではなく、特定の投資目的、財務状況又は要望を考慮しているものではありません。

* 本資料に基づき行動をする場合は、その前にそれらがお客様の特定の状況に当てはまるか否かを考慮に入れるべきであり、必要とあれば専門家の助言を求めてください。

* 本資料において引用されておりましたものは、税務あるいは会計あるいは法律上の助言を提供するものではなく、行おうとする投資やご提案についてご自身の税務あるいは会計あるいは法律顧問に相談されるようにお勧め申し上げます。なお本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

* 本資料のいかなる部分も、当社の事前の書面による同意を得ることなくいかなる方法による複写、写真複製、又は再配布も許されません。

* 本資料に記載されかつ添付されている情報は、秘密、法律上の秘匿特権、又はその他の保護の対象になっている可能性があり、また受取者による使用のみが意図されています。

* 当該資料の第三者への配布又はそれに基づいていかなる行為を行なうことも明確に禁止されていることに、ご注意下さいますようお願いいたします。

・当社は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。

・当社は、いかなる名目によるかを問わず、金融商品仲介業に関して、お客様から金銭や有価証券を預かりをすることはありません。

・お客様が行おうとする取引について支払う金額又は手数料等は、当社の所属金融商品取引業者により異なります。



Thank You.